

## ベー・チェチョル ファンクラブ規約

**第1条 (目的)** ベー・チェチョル ファンクラブ (以下「当会」といいます。) は、ベー・チェチョル氏を応援する会員によって構成され、ベー・チェチョル氏の演奏家としての活動を応援することを目的としています。

**第2条 (入会の承認)** 当会は、別途定める方法にて入会申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を承認します。当会が会員とすることを不適当と判断する場合、当会は、入会を承認した後であっても、承認を撤回することができるものとします。

**第3条 (会員特典)** 会員は次の各号の特典を受けることができるものとします。

(1) 会員証の発行 (2) 会報の発行 (年に2回予定) (3) コンサートチケットの先行優先予約 (各主催者の協力が得られた場合のみ) (4) プライベート・イベントへの参加申込 (8) その他当会が定める特典

**第4条 (会費等)** 会員は、入会時および次条に定める会員資格の有効期間の延長時に、次に定める入会金および年会費を当会に支払うものとします。(1) 入会金 1,000円 (2) 年会費 5,000円。

**第5条 (会員資格の有効期間)** 会員資格の有効期間は入会日 (初年度年会費の入金日を含む月の末日とします。) より1年間とします。会員資格の継続を希望する会員は、有効期間の満了日の前日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期間が1年間延長されるものとします。会員は、有効期間の満了日以後に次年度の年会費の入金手続を行った場合には、手続を行った日を含む月の末日 (以下「再入会日」といいます。) から1年間を有効期間として会員資格が認められるものとします。当会は、前項の場合、有効期間の満了日以後再入会日までの期間に会員に発送された郵便物やメールサービスの再送は行わないものとします。

**第6条 (会員の義務等)** 会員は、当会から付与された会員証、会員番号を第三者に貸与、譲渡、名義変更等してはならないものとします。

**第7条 (禁止事項)** 会員は、当会の利用に際し次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1) 当会を通じて入手した全ての情報、文章、音、映像、イラスト等のデータ等について、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版、放送可能化等のために利用すること。(2) ベー・チェチョル氏その他第三者の肖像権・プライバシーを侵害すること、またはそのおそれのある行為をすること。(3) ベー・チェチョル氏その他の第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損すること、またはそのおそれを生じさせること。(4) ベー・チェチョル氏の芸術活動に無関係な商行為、勧誘行為等を行うこと。(5) 上記各号の他、当会の運営を妨害する行為を行うこと。

**第8条 (退会等)** 会員は、当会からの退会を希望する場合、所定の方法にて当会に届け出るものとします。当会は、会員が退会するにあたり、会員が既に入金した会費および当会のサービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。会員は、会員特典による商品等の購入代金その他当会のサービスの利用料等につき、退会の時点で支払義務が発生しているものについては、退会後もなお支払義務を免れないものとします。

**第9条 (会員証の再発行)** 会員は、会員証の再発行を依頼する場合、次に定める手数料を当会に支払うものとする。(1) 再発行手数料 1,000円。

**第10条 (個人情報の取扱い、情報の提供)** 当会は、会員から収集した個人情報を、当会業務に関する情報提供・運営管理、サービスの充実等の目的で利用いたします。この目的遂行のために、必要な情報を、ベー・チェチョル氏の所属事務所であるヴォイス・ファクトリー株式会社が管理いたします。

<改訂履歴>

平成21年2月27日 新規制定

平成22年6月1日 改訂